

## 共同ワーキング・チーム第1回会合議事概要

### 1. 日時

平成26年8月28日(木) 16:00~18:00

### 2. 場所

中央合同庁舎2号館11階 第3特別会議室

### 3. 出席者(敬称略)

#### (1) メンバー等

会田一雄(座長)、樫谷隆夫(座長代理)、有沢敏宏、井上東、鵜川正樹、  
香川勉、梶川融、黒川行治、清水涼子  
岡本義朗、長村彌角、富樫高宏、樋沢克彦、吉田稔

#### (2) 事務局

##### 【総務省行政管理局】

上村進(行政管理局長)、深澤良光(管理官)、坂井憲一郎(企画官)、  
大道良幸(副管理官)

##### 【財務省主計局】

川野豊(公会計室長)、西山博人(調査官)、園田雅宏(課長補佐)

### 4. 議事

議事1 メンバー紹介

議事2 座長互選

議事3 共同ワーキング・チームの進め方

議事4 運営費交付金の収益化基準の見直し・行政執行法人創設に伴う運  
営費交付金の会計上の取扱い

議事5 質疑応答・意見交換

### 5. 概要

○ 冒頭、共同ワーキング・チームの座長互選があり、メンバー間の互選で  
会田一雄氏が推薦され、座長に就任した。また、会田座長から就任にあた  
り挨拶があり、樫谷隆夫氏に座長代理を依頼することの説明があり、了承  
された。

○ 「議事3 共同ワーキング・チームの進め方」について、事務局から  
資料に基づき説明があり、案のとおり了承された。

○ 「議事4 運営費交付金の収益化基準の見直し・行政執行法人創設に  
伴う運営費交付金の会計上の取扱い」について、事務局から資料に基づ  
き説明があった。

○ 「議事5 質疑応答・意見交換」が行われた。主な意見等は以下のとお  
り。

・ 中長期的課題として挙げられている行政サービス実施コスト計算書と

損益計算書のあり方や、資本金や利益概念の整理は、損益計算書の中で損益を出す、という今回のテーマに関わってくると考える。

- 民間ではやらない公共的なものを独法が行政サービスとして提供している前提に立つと、費用が一方的に出て行くだけである。その趣旨を踏まえると、現行の3基準を並列で規定することにも積極的な意味があると考えている。
- 研究業務は実務の状況から進捗度を測りづらいこともあり、安易に予算執行型や期間進行型を採用してしまう可能性があることから、両者の採用を限定する必要がある。
- 再整理する収益化基準は、業務達成基準と費用進行基準にし、業務達成基準の測定方法として事務局が提示した類型があるが、費用の進行を業務達成とする処理は例外的な処理として考えるべきではないか。
- 再整理する業務達成基準について、期間進行基準を業務達成基準に取り入れるなど、閣議決定の趣旨を達成するために幅広い定義で基準を改訂するのではなく、業務達成の解釈として考え方を提示するべきではないか。
- 基本型は一定の業務の実施をもって完了としているが、「一定の業務」を業務の全部とするなど、広く捉えてしまうと現在の費用進行基準と変わらないものになってしまうことから、運用上の留意点を強く伝えていく必要がある。
- 期間進行型の例示として、学校運営業務が挙げられているが、学校運営業務であっても、授業数であれば回数で達成状況を測れることから、基本型でも収益ができると考えられことから、期間進行型の例示はもう一度検討いただきたい。
- 期間進行基準は、原則は、業務の進行が期間に従って進行しているものを把握していくものであると考える
- 現在の会計基準では、費用進行基準を例外的に見せるため、費用進行基準を採用した場合、注記をすることになっているが、それでも費用進行基準が採用されたという状況と認識している。今回の改訂で、法人が例外である費用進行基準を採用しないための工夫はどのようにされているのか。
- 業務に発生する共通経費の取扱いについて、予算の配分を個々の法人の必要性に応じて、配分単位を策定することだが、法人の内部統制レベルによって差異が出てくることが、許容されるのか。
- 法人としては、支出管理や費用管理などの原価管理の必要性を認識していない部分があるため、原価管理を求められるという理解か。
- 企業会計の観点からすれば、運営費交付金は売上高に考えられるが、その売り上げをどのように収益認識するかという点が今回の改訂の議論であると考え。企業会計であれば工事進行基準という概念で、経費が発生した見合いで売上高を計上していくことが基本であるが、経費超過になることも考えられるため、途中で見積総原価を見ていくことが大事である。そのため、今回の基準改訂にあたって、どのタイミングで経費を見直すか、経費の見積りが妥当なものかということが課題と考える。

- 会計基準の当初の設定にあたっては、法人の成果指標が説明可能で客観的で、ある程度検証可能性のある成果指標ということが前提で議論が始まった。しかし、独法の場合、公的行政サービスであるため、通常取引のように金銭換算できない成果であることから、その成果とコストをどのように表現するかといった議論があった。

一方、成果指標が客観的かつ検証可能ととらえられない議論になると、組織管理をどのようにしているのか、対外的な説明がしにくいものになるため、成果指標が明確にならない分野についても、客観性を追求しないと、公費を支出し、組織を維持し続けることは難しい話と考える。
- 期間進行については、基本型の解釈としては考えられるが、従来の定義を変えるような整理にすべきではない。そのため、期間進行は例外的に管理費のようなものに扱うべきであり、業務そのものに期間進行型を適用される会計基準を設けるべきではなく、適用となる対象は限定すべきである。
- 業務達成基準の原則に伴い、従来の収益化基準に3類型あり、なぜ6割の法人が費用進行基準を採用してきたのかという理由を確認するために、法人側の意見を紹介してはどうか。
- 費用進行基準であれば、予算のうち掛かった費用分だけ収益化することになり、会計上、利益は表れない。しかし、法人にとって、債務として残った予算は、経営努力認定をせずとも、自由に使用できるため、資金利用の最大化が図れることになると考える。
- 業務達成基準における業務の粒度について、主務大臣から示される目標と管理会計で設定する目標は整合するのか。
- 運営費交付金債務は予算執行しない場合、最終年度に債務から収益化され国庫返納されるものだが、その未使用分を収益化する必要はないのではないか。

○ 次回の共同ワーキング・チームについては、9月30日（火）に行うこととなった。

（以上）